

## 高砂市集会施設等整備資金利子補給金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高砂市集会施設等整備資金融資あつせん制度要綱（昭和56年高砂市訓令第2号。以下「要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、利子補給について必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付)

第2条 利子補給金の交付は、次の各号により行う。ただし、融資を受けた者の責任により生じた利子分についての利子補給金の交付は行わない。

(1)利子補給金の額 借受人の適用融資利率から0.4パーセントを差し引いた年利率に相当する額とする。

(2)利子補給金の交付方法 利子補給金の交付は、6箇月ごととし、毎年1月1日から6月30日までに係る分については7月末日、7月1日から12月31日までに係る分については翌年の1月末日とする。ただし、交付対象期間の途中で償還が完了したときは、当該月の翌月末日とする。

(3)利子補給金期間 取扱金融機関との約定による融資の期間とする。

(交付申請等の手続)

第3条 利子補給金の交付の申請、決定等の手続については、高砂市各種事業補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の規定による。

附 則

この要領は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 1 年 9 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。